

## 東京商科大学一覽

(自大正九年  
至大正十年)

## 目次

- 第一 学年暦
  - 第二 沿革概略
  - 第三 大学ニ関スル法令
    - 一 大学令
    - 二 学位令《省略》
    - 三 東京商科大学官制
    - 四 雇外国人ニ関スル件《省略》
    - 五 名誉教授待遇ニ関スル件《省略》
    - 六 高等官官等俸給令《省略》
    - 七 任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規程ヲ適用セザル文官ニ関スル件《省略》
    - 八 教官及技術官ノ俸給ニ関スル件《省略》
    - 九 大学規程《省略》
    - 十 文部省直轄学校外国人特別入学規程《省略》
    - 十一 文部省直轄学校教員養成規程《省略》
    - 十二 官位大学長職務規程《省略》
    - 第四 大学予科ニ関スル法令《省略》
    - 高等学校令《省略》
  - 第五 商学専門部ニ関スル法令《省略》
- 一 専門学校令《省略》
  - 二 実業学校令《省略》
  - 三 文部省直轄実業専門学校委託生規程《省略》
  - 第六 本学関係諸法規
    - 一 教員免許令《省略》
    - 二 教員検定ニ関スル規程《省略》
    - 三 教員無試験検定ニ関シ指定ノ件《省略》
    - 四 公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程《省略》
    - 五 公立私立実業学校教員タルコトヲ得ル者ノ指定《省略》
    - 六 高等学校教員規程《省略》
    - 七 高等学校教員規定第十条ニ依リ無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定《省略》
    - 八 海軍武官任用令《省略》
    - 九 高等試験令《省略》
    - 十 高等試験令施行細則《省略》
    - 十一 徴兵令ニ依ル一年志願兵ニ関スル学校ノ認定及其ノ入営延期ニ関スル件《省略》
  - 第七 職員
  - 第八 東京商科大学学則
    - 第一章 大学規則
      - 第一節 学年、休業
      - 第二節 学科及授業科目
      - 第三節 入学、在学、休学、退学
    - 第四節 試験

- 第五節 學士稱号
- 第六節 授業料《抄録》
- 第七節 學資貸給《省略》
- 第八節 選科生《省略》
- 第九節 外國學生《省略》
- 第十節 徵 戒《抄録》
- 第二章 研究科規則《省略》
- 第三章 大學予科規則《抄録》
- 第四章 商學專門部規則《抄録》
- 第五章 附則 旧東京高等商業學校在學生取扱ニ関スル規程《抄録》
- 第九 學生生徒心得
- 第十 誓 詞
- 第十一 實業學校教員養成規程ニ依ル授業料免除者心得《抄録》
- 第十二 委託生ニ関スル心得《省略》
- 第十三 図書館規則《抄録》
- 第十四 學生生徒姓名《省略》
- 第十五 博士、學士及卒業生姓名《省略》
- 第十六 概況
  - 一 職員ノ異動《省略》
  - 二 新入學生《省略》
  - 三 新卒業生《省略》
  - 四 図書館及寄贈文庫
  - 五 調查部
  - 六 商品陳列所

- 七 學生集会所
  - 八 運動設備
  - 九 獎學資金
  - 十 一橋會《省略》
  - 十一 如水會《省略》
  - 十二 土地建物
  - 十三 附表
    - (一) 學生生徒科別及年級表
    - (二) 學生生徒年令表《省略》
    - (三) 學生生徒身體檢査統計表《省略》
    - (四) 學生生徒府県別表《省略》
    - (五) 入學者年次表《省略》
    - (六) 入學者年令表《省略》
    - (七) 入學志願者、入學者及不入學者百分比列表《省略》
    - (八) 卒業生學科及年度別表《省略》
    - (九) 卒業生府県別表《省略》
    - (十) 卒業生就職種別表《省略》
    - (十一) 卒業生就職地別表《省略》
    - (十二) 經費額累年表《省略》
    - (十三) 入學志願者、入學者累年比較圖《省略》
- 商業教員養成所一覽《抄録》  
東京商科大學略圖

# 東京商科大学一覽

○第一 学年曆  
自大正九年四月三十一日  
至大正十年三月三十一日

大正九年

四月一日

四月三日

四月十日

七月二十一日

七月三十日

八月三十一日

九月十日

九月二十二日

秋分日

十月十七日

十月三十一日

十月二十三日

十二月二十五日

大正十年

一月七日

二月十一日

春分日

三月二十一日

学年始

休業(神武天皇祭)

春季休業終

夏季休業始

休業(明治天皇祭)

同(天長節)

夏季休業終

休業(創立記念日)

同(秋季皇靈祭)

休業(神嘗祭)

同(天長節祝日)

同(新嘗祭)

冬季休業始

冬季休業終

休業(紀元節)

同(春季皇靈祭)

春季休業始

## ○第二 沿革概略

東京商科大学ハ、大学令及東京商科大学官制ニ依リ、大正九年四月一日開設セラレタル単科大学ニシテ、元東京高等商業学校ノ組織ヲ變更シテ成レルモノナリ。

今其ノ沿革ヲ略叙スレバ、東京高等商業学校ハ明治八年八月、森有礼ガ東京尾張町ニ私設セシ商法講習所ニ濫觴ス。同年十一月森有礼全權公使トナリ、清国駐紮ノ命ヲ受クルヤ、同所ノ経営ハ総テ之ヲ東京會議所ニ委ス。是ヨリ同所ノ管理ニ属ス。

同九年五月木挽町十丁目十三番地ニ移リ、同月東京府立ト為ル。尚商法講習所ト称シ、矢野次郎ヲ以テ所長ニ任ズ。

同十二年十一月、東京府ハ東京商法會議所議員渋沢栄一、益田孝、福地源一郎、木村利右衛門、清水九兵衛ノ五名ヲ商法講習所委員ト為シ、規則ヲ制定セシム。

同十四年七月、本所突然廢セラレ。是府会ニ於テ本所經費ノ支出ヲ拒ミタルニ因ル。九月、府ハ農商務省ニ稟請シ、其ノ補助ヲ得テ再ビ之ヲ興シ、旧ニ依リ矢野次郎ヲ以テ所長ニ任ズ。

同十五年、府下有志ノ商賈金ヲ募リテ本所維持ノ資ニ充ツ。会々宮内省ヨリ恩賜金ノ御沙汰アリ。

同十六年十月、矢野次郎職ヲ辞シ、東京府御用掛南貞助所長事務心得ト為ル。

同十七年三月、本所ヲ農商務省ノ直轄官立学校ト為シ、東京商業学校ト改称シ、農商務権少書記官河上謹一校長ヲ兼任ス。六月、農商務省ハ第一国立銀行頭取渋沢栄一、日本銀行副總裁富田鉄之助、三井物産

会社長益田孝ニ本校校務商議委員ヲ囑託ス。八月、河上謹一職ヲ辞シ矢野次郎ヲ以テ復ビ校長ニ任ズ。是ヨリ先是年三月、文部省ニ於テ東京外国語学校中ニ、其ノ所属トシテ高等商業学校ヲ創設ス。

同十八年五月、農商務省直轄東京商業学校ヲ文部省ニ移シ、尋イテ九月二十二日東京外国語学校、同校所属高等商業学校及前記東京商業学校ヲ併セテ、更ニ東京商業学校ト称シ、旧東京外国語学校跡、即神田区一橋通町一番地ノ校舍ニ於テ之ヲ開設ス。文部省御用掛森有礼本校監督ヲ兼ね、旧東京商業学校長ヲ本校長ニ任ジ、同商議員ヲ挙ゲテ本校商議員ト為ス。

同十九年一月本校教科ヲ分チテ高等部、普通部、語学部ノ三部ト為ス。是月木挽町ノ旧校舍ニ於テ、新ニ商工徒弟講習所ヲ開設シテ本校ノ附属ト為ス。該所ハ商工ノ子弟ニ実用卑近ノ學術ヲ授クル所トス。二月高等部、語学部ヲ廃ス。四月本校職制定マリ始メテ教頭幹事ヲ置ク。

五月大蔵省所属銀行事務講習所ヲ、文部省ノ管轄ニ移シテ本校ニ属セシム。因リテ之ヲ銀行専修科ト改称シ、旧則ニ從ヒテ専ラ銀行ノ業務ヲ教授ス。六月其校舍ノ神田錦町一丁目ニ在ルモノヲ本校内ニ移ス。

七月本校及附属商工徒弟講習所同銀行専修科ノ規則ヲ改定シ、九月之ヲ施行シ、其ノ大要、本校教科ハ尋常、高等ノ二科ニ分チ、課程ハ尋常科三年高等科二年通シテ五年ヲ以テ業ヲ卒フル者トス。商工徒弟講習所教科ハ職工科、別科、夜学科ノ三科ニ分チ、其ノ課程ハ職工科三年別科二年ナリ。而シテ夜学科ハ当時未ダ之ヲ定メズ。銀行専修科ハ其ノ課程ヲ二年ニ定ム。

同二十年三月、本校規則ヲ改正シ、次学期ヨリ之ヲ実施スルコトトシ、尋常科高等科ノ称ヲ廢シテ予科本科ヲ置キ、其ノ修学年限ハ予科

ヲ一年本科ヲ四年トシ、且其ノ程度ヲ稍高クス。六月附属銀行専修科ヲ主計専修科ト改称シ、官庁及銀行会社等ノ会計事務ニ須要ノ學術及実務ヲ教授スル所ト為ス。依リテ其ノ教則ヲ定メ、九月ヨリ之ヲ実行ス。十月本校ヲ高等商業学校ト改称ス。

同二十一年三月、本校校長職務規程ヲ定メラル。四月研究規則ヲ修正シ其ノ研究年限ヲ二箇年ト為ス。八月伊太利語ノ一科ヲ試設ス。

同二十二年三月、本校及附属科ノ規則ヲ改正シ、本科ノ修業年限ヲ三年ト為シ、附属主計専修科ヲ主計学校ト改称ス。同月始メテ正式ノ卒業証書授与式ヲ執行シ、商法講習所創立以來二十一年七月ニ至ル本校卒業生百十八名、及銀行事務講習所引繼以降主計専修科ニ至ルマデノ卒業生五十五名ニ卒業証書ヲ授与ス。十月附属商工徒弟講習所別科ヲ分離シテ、本校補充科ト為ス。

同二十三年一月、附属商工徒弟講習所ヲ職工徒弟講習所ト改称シ、之ヲ本校ヨリ分離シテ東京職工学校ニ移ス。七月閣議ニ於テ本校校舍ノ改築ヲ決定シ、其費用ハ二十二年度ヨリ二十七年度マデ継続費トシテ支出スルコトト為シ、同年之ガ工事ニ着手ス。十月更ニ本校官制ヲ定メラレ、教頭ノ職ヲ廢シ、教授トシ、助教諭ヲ助教授ト為シ、各其ノ員數ヲ定メラル。

同二十四年七月、本校規則ヲ改正シ、補充科ヲ廢シテ予科二年本科三年ノ教程トシ、学科目ヲ増設シ程度ヲ高クス。同月附属主計学校規則モ亦改正ヲ加ヘ、稍其ノ程度ヲ高クセリ。八月官制ノ改正アリテ幹事ノ職ヲ廢ス、十二月改正官制ニ抛リテ商議委員規程ヲ改定セラル。

同二十五年一月、教務委員規程ヲ定メ、委員三名ヲ置ク。四月本校官制ニ抛リ更ニ商議委員七名ヲ置ク。十一月第二回卒業証書授与式ヲ挙

ゲ、明治二十三年以後ノ本科卒業生百五十六名及同二十二年以後ノ附属主計学校卒業生百二十五名ニ卒業証書ヲ授与ス。

同二十六年四月、校長矢野次郎職ヲ辞シ、法科大学教授法学博士和田垣謙三臨時校長事務取扱ヲ命ゼラル。六月文部省参事官由布武三郎校長ニ任ジ、和田垣謙三ノ校長事務取扱ヲ免ゼラル。七月商議委員ノ更迭増員アリ。八月官制ヲ改正セラル。同月規則ヲ改正シ從來予科二年ナリシヲ一年トシ、尋常中学卒業生ノ優等者ハ試験ヲ要セス、商業学校ノ優等卒業生ハ若干ノ普通学科ヲ試験シ、共ニ予科ニ入学ヲ許スコトトシ、又学科目中一ニヲ併合シ、第二外国語中ニ露語ヲ加設シ、且授業時數ニ増減ヲ加ヘタリ。九月改正規則ヲ施行ス。同月附属主計学校ヲ廢止セラル。十一月第三回卒業証書授与式ヲ舉行シ、本年七月卒業ノ本科生三十七名主計生三十名ニ本証書ヲ授与ス。

同二十七年六月、入学規程ヲ追加シ、尋常中学卒業生ニシテ無試験入学ヲ許シ難キ者ノ入学試験方法ヲ定ム。十二月、第二外国語中ニ朝鮮語ヲ加フ。

同二十八年七月、教務委員規程ヲ廢ス。八月校長由布武三郎文部省参事官ニ任ジ、文部大臣秘書官小山健三校長ニ任ゼラル。

同二十九年八月規則ニ改正ヲ加フ。其ノ要、予科ニ於テ博物、図画ノ二科ヲ廢シ、更ニ第二外国語科ヲ加ヘ、物理化学ハ応用ヲ主トシ、倫理ハ専ラ商業道德ヲ講説スルコトト為シ、本科ニ在リテハ從來単一ノ科目ナリシ法律ノ科ヲ、民法、商法、國際法ノ三科ニ分チ、經濟及統計ノ科ヲ經濟学、統計学、財政学ノ三科ニ分チ、商業要項及実践ノ科ヲ商業学、商業実践ノ二科ニ分チ、機械工学科ヲ新設シ、商業地理並ニ歴史ハ改メテ商工地理、商工歴史ト為セリ。又入学規程中、尋常中

学卒業者特別試験入学ノ項ヲ廃シ、商業学校卒業生ノ入学試験方法ヲ改メ、又予科ニ入学ヲ許シタル後、其ノ優等者ハ直チニ試験ヲ行ヒ、本科ニ進ムルヲ得ベキ条規ヲ廃止シ、尚他ノ条項ニ多少ノ修正ヲ加ヘ、九月ヨリ之ヲ実施セリ。

同三十年四月、附属外国語学校ヲ設置セラル。同月文部省直轄諸学校官制改正ニ依リ、附属外国語学校ニ主事ヲ置クヲ得。同月文部省直轄諸学校職員定員中改正ニ依リ、本校教授ノ増員及附属外国語学校ノ職員ヲ定メラル。四月、六月、九月及十一月ニ於テ商議委員ノ交迭アリ。六月研究科規程ヲ廃シ専攻部規程ヲ設ケ、九月ヨリ実施セリ。七月附属外国語学校規則ヲ制定シ、九月ヨリ施行セリ。其ノ要ハ、英、仏、独、露、西班牙、支那、朝鮮ノ七語ヲ設ケ、生徒ヲ正科生及特別生ノ二種ニ區別シ、正科生ノ修学年限ヲ三年トシ、特別生ノ修学年限ヲ三年以内トセシモノナリ。十一月本校規則中試験、進級及卒業規程ヲ改正ス。

同三十一年五月、校長小山健三文部次官ニ任ジ、本校教授神田乃武校長心得ヲ命ゼラル。六月東京帝国大学書記官清水彦五郎校長ニ任ジ、神田乃武校長心得ヲ免ゼラル。八月校長清水彦五郎職ヲ辞シ、文部省実業教育局長手島精一校長事務取扱ヲ命ゼラル。十月附属外国語学校規則中ヲ改正シ、始メテ副科規程ヲ設ク。同月手島精一ノ校長事務取扱ヲ免ジ、文部省高等事務局局長高田早苗校長事務取扱ヲ命ゼラル。十一月商議委員ニ減員アリ。同月高田早苗ノ校長事務取扱ヲ免ジ、文部省普通事務局局長沢柳政太郎事務取扱ヲ命ゼラル。

同三十二年三月沢柳政太郎ノ校長事務取扱ヲ免ジ、大蔵省参事官柳井重格校長ニ任ゼラル。同月函書賃付及閲覧規程中ヲ改正ス。四月附属

外国語学校ヲ東京外国語学校ト改称セラレ、本校ト分離ス。七月学科課程ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ実施ス。是時専攻部修学年限ヲ二箇年トス。十月規則ニ改正ヲ加フ。

同三十三年三月職員定員ヲ増加セラル。

同三十四年四月職員定員ヲ増加セラル。五月商議委員ニ減員アリ。六月専攻部規程中ヲ改正ス。十二月校長駒井重格卒去シ、文部省参事官寺田勇吉校長事務取扱ヲ命ゼラル。

同三十五年二月、文部書記官兼文部省参事官文部省視学官寺田勇吉校長ニ任ゼラル。四月本校ヲ東京高等商業学校ト改称セラル。同月本校ニ商業教員養成所ヲ附設セラル。同月職員定員ヲ増加セラル。八月校長寺田勇吉休職仰付ケラレ、東京帝国大学法科大学教授法学博士松崎藏之助校長ニ兼任セラル。九月法学博士松崎藏之助校長兼東京帝国大学法科大学教授ニ任ゼラル。十一月試験、進級、卒業規程及専攻部学科課程ヲ改正ス。

同三十六年二月専攻部規程中ヲ改正ス。五月規則中入学ニ関スル規程ニ改正ヲ加フ。十月規則中学科課程ヲ改正ス。十二月職員定員ヲ減ゼラル。

同三十七年十二月規則中入学資格ニ関スル条項ヲ改正ス。

同三十八年一月授業料規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ増加セラル。

同三十九年十二月専攻部規程中ヲ改正ス。

同四十年一月専攻部規程中ヲ改正ス。神戸高等商業学校卒業生ヲ専攻部ニ入学シ得シムルコトセリ。二月試験、進級及卒業規程ヲ改正ス。十二月規則中ヲ改正ス。

同四十一年二月授業料規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ増加セラル。

同四十二年四月職員定員ヲ増加セラル。五月校長法学博士松崎藏之助

職ヲ辞シ、文部省実業学務局長工学博士真野文二校長事務取扱ヲ命ゼラル。同月入学、退学、在学規程中ヲ改正ス。同月専攻部廃止ノ文部省令發布セラレ、六月更ニ専攻部当分存置ノ省令發布セラル。九月文部省実業学務局長工学博士真野文二ノ校長事務取扱ヲ免ジ、本校講師沢柳政太郎校長事務取扱ヲ命ゼラル。

同四十三年一月授業料規程中ヲ改正ス。二月規則及専攻部仮規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ減ゼラル。九月学級、学科課程及入学、在学、退学規程中ヲ改正ス。

同四十四年三月校長事務取扱沢柳政太郎東北帝国大学総長ニ任ジ、山口高等商業学校校長坪野平太郎校長ニ任ゼラル。四月商議委員ノ交迭増員アリ。六月休学規程、授業料規程及専攻部仮規程中ニ改正ヲ加フ。

同月予科及本科学科課程表中ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ実施セリ。十一月専攻部仮規程中ニ改正ヲ加フ。

同四十五年三月文部省令ヲ以テ専攻部規程ヲ定メラル。四月試験、進級及卒業規程中ヲ改正ス。

大正元年十二月商議委員ニ減員アリ。

同二年六月本校職員定員ヲ減ゼラル。同月校長職務規程ヲ改正セラル。

同三年八月校長坪野平太郎職ヲ辞シ、教授法学博士佐野善作校長兼教授ニ任ゼラル。

同四年一月入学、在学、退学規程、授業料規程及専攻部規程中ヲ改正ス。修業年限三年以上ノ官立高等商業学校卒業生ヲ専攻部ニ入学シ得シムルコトトセリ。三月専攻部規程中ヲ改正ス。六月授業料規程中ヲ改正ス。七月専攻部規程中ヲ改正ス。商業教員養成所卒業生ヲ専攻部

課程及専攻部規程中大改正ヲ加フ。同月本校創立四十年記念式ヲ舉行

ス。十一月学級、学科課程、学年、学期、休業規程、試験、進級、卒業規程、授業料規程及専攻部規程中ヲ改正ス。学年開始期ヲ四月ニ變更ス。

同五年一月入学、在学、退学規程中ヲ改正ス。三月専攻部校舍一棟新築落成ス。同舎ハ三井家ノ寄贈ニ係ル所ナリ。四月入学、在学、退学規程中ヲ改正ス。十二月職員定員ヲ増加セラル。

同六年二月本校規則及専攻部規程中ヲ改正ス。大阪市立高等商業学校卒業生ヲ専攻部ニ入学シ得シムルコトトセリ。同月本校剣道及柔道道場新築落成ス、一橋会ノ寄附ニ係ル。五月専攻部研究室落成ス、本校卒業生内田信也ノ寄贈スル所ナリ。六月

職員定員ヲ増加セラル。同月御大典記念図書館新築竣工ス、同館ハ本校同窓会並ニ如水会ノ寄贈ニ係ル所ナリ。

同七年三月学資貸給規程中ヲ改正ス。七月職員定員ヲ増加セラル。

同九年三月勅令第七十一号ヲ以テ、東京商科大学官制ノ公布ト共ニ勅令七十二号ヲ以テ、文部省直轄諸学校官制改正セラレ、同月三十一

日限東京高等商業学校ノ名称ハ廃止セラレ、大正九年四月一日新ニ東京商科大学開設セラレタリ。本学ニハ大学予科、及附属商学専門部ヲ置キ、東京高等商業学校学生生徒ニシテ、大学又ハ大学予科ニ編入ヲ

希望スル者ハ之ヲ相当級ニ編入シ、其ノ編入ヲ希望セザル者ニ対シテハ商学専門部中ニ専攻科及高等商業科ヲ特設シ、夫々之ニ編入シ、尚旧規程ニ依リテ修業セシムルコトトス。即日東京高等商業学校校長法学

博士佐野善作東京商科大学長ニ任ゼラレ、東京高等商業学校教授ハ大

学及各科部ノ教授ニ任ゼラル。又大学予科教授兼大学教授石川文吾大

学予科主事ニ、商学専門部教授兼大学教授奈佐忠行商学専門部主事ニ

補セラル。同日勅令第七十六号ヲ以テ官立大学長、教授、助教授、事

務官及官立大学予科、附属商学専門部教授、助教授ノ官等俸給ニ関ス

ル件ヲ定メラル。同二十一日官立大学長職務規程ヲ定メラル。同年六月商学専門部教授、助教ノ定員ヲ増加セラル。同月本学則ヲ制定ス。九月助手、書記、大学予科教授、商学専門部教授、助教ノ定員ヲ増加セラル。

### ○第三 大学ニ関スル法令

#### 一 大学令 (大正七年十二月五日 勅令第三百八十八号)

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ、竝其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス。

第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス。但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ、単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得。学部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、経済学及商学ノ各部トス。

特別ノ必要アル場合ニ於テ、実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スルトキハ、前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコトヲ得。

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クベシ。

数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ、研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得。

第四条 大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外、本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得。

第五条 公立大学ハ、特別ノ必要アル場合ニ於テ、北海道及府県ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得。

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス。但シ特別ノ必要ニ因リ

学校経営ノミヲ目的トスル財団法人ガ、其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限りニ在ラズ。

第七条 前条ノ財団法人ハ、大学ニ必要ナル設備、又ハ之ニ要スル資金、及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルベキ収入ヲ生ズル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス。

基本財産中、前項ニ該当スルモノハ、現金又ハ国債証券、其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ、之ヲ供託スベシ。

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立、廃止ハ、文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。学部ノ設置廃止亦同ジ。

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベシ。

第九条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、当該大学予科ヲ修了シタル者、高等学校高等科ヲ卒リタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス。

入学ノ順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。

第十条 学部ニ三年以上在学シ、一定ノ試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル者ハ学士ト称スルコトヲ得。前項ノ在学年限ハ、医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス。

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ、医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上、当該学部ニ在学シ、其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ、当該学部ニ於テ適當ト認めタルモノトス。

第十二条 大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ、予科ヲ置クコトヲ得。大学予科ニ於テハ、高等学校高等科ノ程度ニ依リ、高等普通教育ヲ為スベシ。



第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス。

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、中学校第四学年ヲ修了シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ、之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス。

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、中学校ヲ卒業シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ、之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス。

第十四条 大学予科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等学校高等科ニ関スル規程ヲ準用ス。

第十五条 大学予科ノ生徒定数ハ、毎年ノ予科修了者ノ員数ガ、其ノ年当該大学ニ収容シ得ル員数ヲ超過セザル程度ニ於テ、之ヲ定ムベシ。

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ、法令ノ範囲内ニ於テ、当該大学之ヲ定メ、文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。

第十七条 公立及私立ノ大学ニハ、相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ。

第十八条 私立大学ノ教員ノ採用ハ、文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。

公立大学ノ教員ニシテ、官吏ノ待遇ヲ受ケザル者ニ付亦同ジ。

第十九条 公立及私立ノ大学ハ、文部大臣ノ監督ニ属ス。

第二十条 文部大臣ハ、公立及私立ノ大学ニ対シ、報告ヲ徴シ、檢閲ヲ行ヒ、其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得。

第二十一条 本令ニ依ラザル学校ハ、勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外、大学ト称シ、又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スベキ文字ヲ用ウルコトヲ得ズ。

## 附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

本令施行ノ際、現ニ大学ト称シ、又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スベキ文字ヲ用ウル学校ニハ、当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セズ。

### 三 東京商科大学官制 (大正九年三月三十一日勅令第七十一号)

第一条 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長

教授

助教授

事務官

学生監

助手

書記

第二条 大学長ハ勅任トス。文部大臣ノ監督ヲ承ケ、東京商科大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス。

大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ、判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス。

第三条 教授ハ専任十五人、奏任又ハ勅任トス。学生ヲ教授シ、其ノ研究ヲ指導ス。

第四条 助教授ハ専任五人、奏任トス。教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス。

第五条 事務官ハ専任一人奏任トス。大学長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス。

第六条 学生監ハ一人トス。教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補

ス。

学生監ハ大学長ノ命ヲ承ケ、学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル。

第七条 助手ハ専任五人、判任トス。教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ、  
學術ニ関スル職務ニ服ス。

第八条 書記ハ専任十一人、判任トス。上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従  
事ス。

第九条 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得。

第十条 東京商科大学ニ教授会ヲ置キ、教授ヲ以テ之ヲ組織ス。

大学長ハ教授会ヲ召集シ、其ノ議長ト為ル。

第十一条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス。

一 学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第十二条 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ、助教又ハ講師ヲ教授  
会ニ列席セシムルコトヲ得。

第十三条 東京商科大学ニ功勞アル者ニハ、勅旨ニ依リ東京商科大学  
名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ。

第十四条 東京商科大学ニ予科ヲ置ク。

予科ニ教授専任十一人、助教専任四人ヲ置ク。

教授ハ奏任、助教ハ判任トス。生徒ノ教育ヲ掌ル。

予科ニ主事一人ヲ置キ、予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ、予科ノ事務ヲ掌理シ、職員ヲ監督シ生徒  
ノ訓育ヲ掌ル。

第十五条 東京商科大学ニ附属商學專門部ヲ置ク。

商學專門部ニ教授専任三十人、助教専任九人ヲ置ク。

教授ハ奏任、助教ハ判任トス。生徒ノ教育ヲ掌ル。

商學專門部ニ主事一人ヲ置キ、商業專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之  
ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ、商學專門部ノ事務ヲ掌理シ、職員ヲ監督  
シ生徒ノ訓育ヲ掌ル。

第十六条 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク。

商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ、商學專門部教授ノ中ヨリ文部大  
臣之ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ、商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令施行ノ際、現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ、本令施行  
ノ際ニ限り、勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトア  
ルベシ。

○第七 職員

大学長

兼大学教授 法学博士 佐野善作 東京都

事務官

泉屋清次郎 石川県

学生監

大学教授兼附属商學專門部教授 法学博士 中村進 千葉県  
法学士 民

書記

庶務課

主任 文官普通懲戒委員会書記

金子水哉 東京府

平尾直登 福岡府

遠藤直之丞 宮城府

會計課

主任兼商品陳列所係 収入官吏

浦岡幸吉 東京府

白石鏖藏 東京府

五姓田一雄 東京府

學生課

主任 普通試験委員会書記

深見与一 東京府

安藤正雄 茨城県

井上義枝 福岡府

図書館

鈴木善吉 東京府

鈴木嘉三郎 新潟県

名誉教授

パチエラー、オブ、マスタート、オブ、アーツ (アムハースト大学)

男爵 神田乃武 東京府

大学教授

憲法及行政法(兼) 東京帝國大学 教授兼法制局 参事官

法学博士法学士

美濃部達吉 兵庫県

研究指導(兼)

大学長

佐野善作 東京府

計理学、研究指導

兼附屬商學專門部教授

下野直太郎 岐阜県

國際公法、研究指導

兼附屬商學專門部普通懲戒委員

中村進午 千葉縣

交通論、研究指導

兼附屬商學專門部教授 陸軍三等主計

堀光 長崎縣

國際私法、民法研究指導

兼附屬商學專門部教授

山口弘一 東京府

商業政策、商工經營、研究指導

兼附屬商學專門部教授

上田貞次郎 東京都

財政学、倉庫研究指導

兼附屬商學專門部教授 神月高等商業學校教授

内池廉吉 福島縣

工業政策、商業史 独語、研究指導

兼附屬商學專門部教授 小樽高等商業學校教授

三浦新七 山形縣

商品、研究指導(兼)

附屬商學專門部教授

奈佐忠行 静岡県

商業英語、研究指導(兼)

石川文吾 東京府

ドクトル、エコノミエ、アブリツエ(ミュンヘン大学)

經濟原論、經濟学史 社会政策、研究指導

兼附屬商學專門部教授

福田徳三 東京都

商法法令研究指導

兼附屬商學專門部教授

青山衆司 東京都

商品、研究指導(兼) 大学予科教授

兼附屬商學專門部教授

木村恵吉郎 東京府

海上保險、統計学研究指導

兼附屬商學專門部教授

藤本幸太郎 三重縣

取引所、外国為替研究指導

兼附屬商學專門部教授 小樽高等商業學校教授

井浦仙太郎 東京府

銀行、研究指導

兼附屬商學專門部教授

高垣寅次郎 広島縣

大学助手

研究指導補助

大学講師 (就職順)

商学士 井藤半弥 京都府

リサンシエーアン、シアンヌ、コムメルシアル(アンヌチ  
チュール、スーベリヨールド、コムメルス、ダンベルス)

研究指導

法学博士 村瀬春雄 兵庫民

研究指導

法学博士 左右田喜一郎 神奈川民

外交史

外務省参事官 法学博士 林毅 陸香川民

破産法

東京帝国大学教授 法学博士 加藤正治 平取民

刑法

東京地方裁判所判事 法学士 草野豹一郎 平京民

民法

枢密院書記官長 法学博士 二上兵治 富山民

民法

東京帝国大学教授 法学博士 三浦信三 東京民

英語

東京商科大学名誉教授 男 爵 神田乃武 東京民

社会学

東京帝国大学教授 文学博士 建部遯吾 新潟民

南洋経済事情

マスター、オブ、アーツ(ウキスコンシン大学)

独語

東京外国語学校教授 辻高衡 東京民

民事訴訟法及裁判所構成法

大審院検事 法学博士 林頼三郎 埼玉民

仏語(兼)

東京美術学校教授 兼大学予科教授 久米桂一郎 佐賀民

監査、原価計算(兼)

附属商学専門部教授 兼大学予科教授 鹿野清次郎 山形民

監査、原価計算(兼)

附属商学専門部教授 兼大学予科教授 吉田良三 平京民

保険学、研究指導

法学博士 志田鉦太郎 千葉民

大学予科主任

法学博士 石川文吾 東京民

商業通論

兼大学教授 普通試験委員 石川文吾 東京民

簿記(兼)

バチエラー、オブ、アーツ(アムハースト大学) 附属商学専門部教授 小谷野敬三 東京民

簿記(兼)

附属商学専門部教授 鹿野清次郎 山形民

簿記(兼)

附属商学専門部教授 星野太郎 静岡民

簿記(兼)

バチエラー、オブ、フィロソフイー(アルヒオン、カレッヂ) 附属商学専門部教授 舟橋雄士 東京民

英語(兼)

附属商学専門部教授 久米桂一郎 佐賀民

英語(兼)

東京美術学校教授 山口鑑 神奈川民

英語(兼)

バチエラー、オブ、アーツ(ワシントン大学) 兼附属商学専門部教授 木村恵吉郎 東京民

応用化学

バチエラー、オブ、アーツ(ホバート大学) 兼大学教授 工学士 木村重治 奈良民

漢文(兼)

附属商学専門部教授 杉山令吉 岐阜民

漢文(兼)

マスター、オブ、アーツ(ハーバード大学) 附属商学専門部教授 浦口文治 兵庫民

英語(兼)

第一高等学校教授 理学博士 渡辺孫一郎 平木民

数学(兼)

附属商学専門部教授 商学士 吉田良三 東京民

銀行簿記(兼)

附属商学専門部教授 法学士 本間喜一 山形民

英語(兼)

バチエラー、オブ、アーツ(ミネソタ州々立大学) 兼附属商学専門部教授 阿久津謙二 栃木民

英語(兼)

兼附属商学専門部教授 長岡 拓平 岩手民

漢文

兼附属商学専門部教授 峯間信吉 東京民





刑 法 東京帝国大学教授 法学博士 牧野英一 岐阜県民  
 研究指導(兼) 法学博士商学士 左右田喜一郎 神奈川県民  
 ドクトル、エス、レットル(巴里大学)

仏 語 第一高等学校教授 石川剛 東京府民  
 修 身(兼) 東京帝国大学法学博士 寛克彦 長野県民  
 交 通 大学教授 法学士 富永謙治 東京府民

論理及心理 東京帝国大学教授 文学博士 松本亦太郎 群馬県民  
 民 法(兼) 東京帝国大学教授 文学博士 三 瀨 信三 東京府民  
 独 語(兼) 東京外国語学校教授 文学士 武内大造 平崎玉民

体 操(兼) 東京帝国大学教授 文学士 笛重五郎 宮城県民  
 社 会 学(兼) 東京帝国大学教授 文学士 建部 遜吾 平沼民  
 高 等 数 学 農商務技師 理学士 伊藤萬太郎 愛知県民

南洋經濟事情(兼) マスター、オブ、アーツ(ウキスコンシン大学)  
 体 操 松岡正男 東京府民  
 体 操 藤沢宅二 東京府民  
 体 操 武田清治 平沼民

独 語(兼) 東京外国語学校教授 辻 高 衛 東京府民  
 研究指導(兼) 法学博士法学士 志田 鉦太郎 千葉県民  
 修 身、論 理 東京帝国大学助教授 文学士 深 作 安文 茨城県民  
 商業学、經濟大意、 研究指導補助 商学士 緒 方 清平 本郷民

民事訴訟法及裁判 大審院検事 法学博士 林 頼三郎 平崎玉民  
 所構成法(兼) 法学博士 林 頼三郎 平崎玉民  
 バチエラー、オブ、フキロソフキー(シカゴ大学)  
 ドクトル、オブ、フキロソフキー(ハーバード大学)

英 語(兼) 移川子之藏 福島県民

商業学、研究指導 商学士 渡辺大輔 香川県民  
 補 助 高橋伊次郎 岩手県民  
 破 産 法(兼) 東京帝国大学教授 法学博士 加藤 正治 鳥取県民  
 刑 法(兼) 東京地方裁判所判事 法学士 草野豹一郎 東京府民  
 民 法(兼) 枢密院書記官長 法学博士 二上 兵治 富山県民  
 命 險、勞 働 保 險、生 命 保 險、研 究 指 導(兼) 大学予科教授兼大学教授 石川 文吾 東京府民  
 ドクトル、エコノミエ、プブリツエ(ミュンヘン大学)

經濟原論、經濟学史(兼) 大学教授 法学博士商学士 福田 徳三 東京府民  
 社会政策、研究指導(兼) 東京美術学校教授 兼大学予科教授 久米 桂一郎 佐賀県民  
 応 用 化 学(兼) 大学予科教授 工学士 木村 恵吉 東京府民  
 独 語 東京外国語学校教授 田代 光雄 東京府民  
 商 法 東京地方裁判所部長判事 法学士 三橋 久美 東京府民  
 書 法(兼) 山口彦 山形県民

外國教師 (就職順)  
 リサンシエー、アン、シアンヌ、コムメルシャル(アンヌ)  
 チチュエール、スーベリョール、ド、コムメルス、ダンベルス)  
 エドワード、ジョセフ、ブロックホイス 白 國 人

リヒヤルド、ハイゼ 獨 國 人  
 バチエラー、オブ、アーツ(エール大学)  
 マスター、オブ、アーツ  
 ジョン、トラムブル、スキフト 米 國 人  
 バチエラー、オブ、アーツ(ハーバード大学)  
 マスター、オブ、アーツ(タフツ大学)  
 ジョ ン、ア イ ル ス 米 國 人  
 エドワード、ガントレット 英 國 人  
 リサンシエー、エス、レットル(巴里大学)

英 語  
 英 語  
 英 語

獨 語

獨 語

獨 語

獨 語

獨 語

獨 語

劍道	弓道	柔道	柔道	劍道	師範 (就職順)	学医	圖書館幹事	研究室幹事	商品陳列所幹事	幹事	支那語	英語	仏語	仏語
梅川熊太郎	窪田藤信	藤嘉三郎	内田作蔵	山田次郎吉	野副道彦	陸軍一等軍医	三浦新七	上田貞次郎	奈佐忠行	承召	承召	パーシー、ホワイティング	ポール、ジャクレイ	モリス、アルフレッド、ブルユニエー
茨城	東京府	東京府	東京府	千葉	佐賀	醫學士	山形	東京府	静岡	支那人	支那人	米国人	仏国人	仏国人

○第八 東京商科大学学則

第一章 大学規則

第一節 学年、休業

- 第一条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。
- 第二条 休業ハ左ノ如シ。

- 一 毎日曜日
- 一 神武天皇祭
- 一 明治天皇祭
- 一 天長節
- 一 秋季皇靈祭
- 一 神嘗祭
- 一 天長節祝日
- 一 新嘗祭
- 一 紀元節
- 一 春季皇靈祭
- 一 春季休業  
自三月二十一日至四月二十一日
- 一 夏季休業  
自七月二十一日至九月二十一日
- 一 創立記念日  
九月二十二日
- 一 冬季休業  
自十二月二十五日至一月七日

第三条 本学ニ左ノ五分科ヲ置ク。

貿易及経済科

商工経営及計理科



銀行科  
 交通及保險科  
 領事科

學生ハ学長ノ承認ヲ經テ、前掲五分科ノ内其一ヲ撰ミ、一定ノ教授  
 ニ就キ研究上ノ指導ヲ受クベシ。

第四条 本学ノ修学期間ハ三年トス。

第五条 本学ノ授業学科目ハ、必修科目及選択科目ノ二種トシ、其各  
 学科目授業時数左ノ如シ。

第一 必修科目

一 商業学ニ属スルモノ

貿易実務 一学年間 毎週 二時間

商工経営 同 同 同

計理 同 同 同

銀行及金融 同 同 同

交通 同 同 同

保險 同 同 同

二 經濟学ニ属スルモノ

經濟原論 同 同 同

商業政策 同 同 同

財政学 同 同 同

三 法律学ニ属スルモノ

民法 法(物權、債權) 一学年間 毎週 五時間

商法 法(總則、会社) 同 同 同

四 語学ニ属スルモノ

商業英語 三学年間 毎週 二時間

英語又第二外国語(仏、独、露、伊、蘭) 同 同 三時間

五 研究指導 同 同 二時間

第二 選択科目

一 商業学ニ属スルモノ

商賣 一学年間 毎週 三時間

賣買組織 同 同 二時間

東洋經濟事情 同 同 同

西洋經濟事情 同 同 同

殖民地事情 同 同 同

工場管理 同 同 同

監査及原価計算 同 同 同

特種銀行 同 同 二時間

外国為替 同 同 一時間

取引所 同 同 二時間

海運 同 同 同

鐵道 同 同 同

倉庫 同 同 一時間

生命保險 同 同 二時間

海上保險 同 同 同

共同海損 同 同 一時間

火災保險 同 同 二時間

二 經濟学ニ属スルモノ

貨幣論 一学年間 毎週 二時間

經濟原論	計理	保險	交通	銀行及金融	商工經營	貿易實務	一、必修科目	學科	第一學年	第二學年	第三學年
								學年	每週	時間	數
								科目			

三學年中ニ履修(各二時間)

經濟學史	一學年間	每週	二時間	民事訴訟法及裁判所構成法	一學年間	每週	四時間
經濟史	同	同	同	破産法	同	同	一時間
工業政策	同	同	同	刑法	同	同	二時間
農業政策	同	同	同	國際私法	同	同	四時間
殖民政策	同	同	同	國際公法	同	同	二時間
社會政策	同	同	同	其他	同	同	二時間
統計學	同	同	同	外交史	一學年間	每週	二時間
三 法律學ニ屬スルモノ				社會學	同	同	同
憲法	一學年間	每週	二時間	人類學	同	同	同
行政法	同	同	三時間	高等數學	同	同	同
民法(親族、相続)	同	同	二時間	トシテ臨時或學科目ノ講義ヲ開クコトアルベシ。			
商事法令	同	同	同	第六條 前條ニ定メタル學科目ノ外、教授會ノ決議ニ依リ、選科科目			
海商法	同	同	同	第七條 必修科目ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ履修セシム。			

商 業 政 策	二		
財 政 學	三	三学年中ニ履修(二時間)	
民 法 (物權、債權)	五		
商 法 (總則、会社、商行為、手形)	三	(總則、会社)	(商行為、手形)
商 業 英 語	二	二	二
英 語 又 第 二 外 國 語	三	三	二
一、研究指導	二	二	二

第八条 学生ハ学長及指導教授ノ承認ヲ經テ、選択科目十四科以上ヲ

三学年中ニ選定履修スベシ。但シ各学年毎週修業時數ハ、必修科目及選択科目ヲ合シテ、第一学年ニ於テハ二十八時間、第二学年及第三学年ニ於テハ各二十六時間ヲ下ルコトヲ得ズ。

第三節 入学、在学、休学、退学

第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス。

第十条 本学予科卒業者ハ本学ニ入学スルコトヲ得。

前項ノ入学者ヲ收容シタル後、尚ホ余裕アルトキハ、左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ、銓衡ノ上入学ヲ許可ス。

一 本学商学専門部、又ハ修業年限三年以上ノ官公立高等商業学校ヲ卒業シタル者。

一 神戸高等商業学校本科第二学年ヲ修了シタル者。

一 官公立高等学校高等科ヲ卒業シタル者、又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者。

大正四年以後ノ商業教員養成所卒業生ニシテ、実業学校教員養成規程ニ依リ、文部大臣ヨリ入学ノ許可ヲ得タル者ハ、本学ニ入学スル

コトヲ得。

第十一条 大学令ニ拠ル学士ノ称号ヲ有スル者ニシテ、本学ニ入学ヲ請フ者アルトキハ、試験ヲ用ヒズ、前条第二項各号ノ入学志望者ニ先立ち入学ヲ許可スルコトアルベシ。

第十二条 願ニ依リ一旦退学セシ者、再入学ヲ請フトキハ、詮議ノ上入学ヲ許可スルコトアルベシ。

第十三条 入学志願者ハ入学願書、学業履歴書、卒業又ハ修業証明書

及身体検査証ヲ差出スベシ。

第十四条 本学ニ於テ、第十条第二項ノ入学志願者ニ對シ、選抜試験ヲ行フ場合ニハ、検定料金五円ヲ徴収ス。

前項ノ検定料ハ、一旦徴収シタルトキハ之ヲ還付セズ。

第十五条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ、宣誓ヲ為シ、学生名簿ニ署名シ、

且ツ本学ニ於テ特定メタル方式ニ依リ、保証人一名ヲ立テ、誓書ヲ差出スベシ。

第十六条 保証人ハ成年ノ男子ニシテ、東京市又ハ其附近郡部ニ於テ一家ヲ立テ、学生ノ身分ニ関シ、一切引受タルニ足ルベキ關係、及

相応ノ資力ヲ有スル者ニ限ル。

第十七条 学生又ハ保証人ニシテ、氏名ヲ改メ又ハ転籍転居シタルトキハ、直ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ。

第十八条 保証人死去、若ハ東京市及其ノ附近郡部以外ニ転住スルト等アルトキハ、遅滞ナク更ニ保証人ヲ立テ、誓書ノ差換ヲ為スベシ。

第十九条 学生疾病又ハ避ク可カラザル事由ニ依リ、欠席スルトキハ、其事由ヲ具シ届出ツベシ。

欠席二週日以上ニ及ブトキハ、保証人ノ連署ヲ要ス。尚疾病ノ場合ニハ医師ノ診断書ヲ添フベシ。

第二十条 学生疾病又ハ避ク可カラザル事由ニ依リ、五週日以上出席スルコト能ハズト思量スルトキハ、保証人連署ノ上、学長ニ願出テ其許可ヲ得テ休学スルコトヲ得。其ノ疾病ノ場合ニ於テハ、医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス。

休学ハ、兵役ニ服スル場合ヲ除キ、一年ヲ超ユルコトヲ得ズ。但シ特別ノ事情アル者ニハ、更ニ一年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルベシ。

第二十一条 学生退学セント欲スルトキハ、保証人連署ノ願書ヲ差出し、学長ノ許可ヲ受クベシ。

第二十二条 学生ハ研究科ニ於ケル研究期間ヲ除キ、六年以上在学スルコトヲ得ズ。但シ休学ノ期間ハ之ヲ算入セズ。

第二十三条 学生疾病其ノ他ノ事由ニ依リ、成業ノ見込ナシト認メタルトキハ、諭旨退学セシムルコトアルベシ。

第四節 試験

第二十四条 試験ハ学士ノ称号ヲ得ント欲スル者ニ対シテ之ヲ行フ。

第二十五条 試験ヲ分チテ学科試験及論文試験ノ二種トス。

第二十六条 学科試験ハ、必修科目及第八条規定ノ選択科目ニ就キ、各学年末ニ於テ之ヲ行フ。但シ指導教授ヨリ申出アリタルトキハ、或学生ニ対シ、或学科目ノ試験ヲ、後年度ノ学科試験期マテ延期スルコトアルベシ。

第二十七条 論文試験ハ、毎年三月三学年以上在学シタル学生ニ就テ、之ヲ行フ。但シ論文ハ受験年度ノ十月末日迄ニ提出スルヲ要ス。

第二十八条 三学年以上在学シタル学生ニ対シテハ、毎年九月特ニ再試験又ハ追試験ヲ行フコトアルベシ。

第二十九条 試験ノ成績ハ、各学科目及論文ニツキ、甲乙丙ノ三等トシ乙以上ヲ合格トス。

第五節 学士称号

第三十条 本学ニ三年以上在学シ、所定ノ試験ニ合格シタル者ハ、商学士ト称スルコトヲ得。

第三十一条 明治三十二年以前ノ旧東京高等商業学校専攻部規定ニ依リ、同部ヲ卒業シタル者ハ、学長ノ認可ヲ經テ商学士ト称スルコトヲ得。

第六節 授業料

第三十二条 授業料ハ一学年金五十円トシ、毎年左ノ二期ニ於テ期日ヲ指定シ之ヲ分納セシム。

四月 金二十五円  
十月 金二十五円

《中略》

第十節 懲戒

第五十五条 学生ニシテ品行修ラズ、又ハ学業ヲ懈怠シ、其ノ他秩序ヲ紊リ、風紀ヲ害スル処アリト認ムル者アルトキハ、学長ハ教授会ノ意見ヲ徴シ懲戒ニ処ス。

第五十六条 懲戒ノ処分ハ左ノ三種トス。

- 一 誹責
- 一 停学

一 放学

《中略》

第三章 大学予科規則

第六十七条 大学予科ノ修学年限ハ三年トス。

第六十八条 学年ヲ三学期ニ分ツ。第一学期ハ四月十一日ヨリ七月二十日ニ至リ、第二学期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至リ、第三学期ハ一月八日ヨリ三月二十日ニ至ル。

第六十九条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ。

学 科 目	修 身	漢 文	国語漢文		第一外国語(英語)	第二外国語	歴 史	地 理	哲 学 概 説	心 理 及 論 理	商 業 通 論	簿 記	經 済 通 論	合計毎週時間数	毎 週 時 間 数			
			国 語	作 文 及 書 法											第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年	
			(三)	四	二六	(三)四	八											
							(日本史)									一〇		
							(西洋史)									八		
							(西洋史)									四		
																二		
																二		
																二		
																二		
																二		
																三		
																二		

法 学 通 論	三			
民 法 総 論	二			二
代 数 幾 何 及 三 角 法	三	(珠算)		
商 業 算 術	三	一	二	
化 学	二	二		
物 理	二	二		
電 気 及 機 械 工 学	二			二
自 然 科 学 総 論	二			二
体 操	九	三		三
合 計	九九	三三三	三三三	三三三

第二外国語ハ仏蘭西、独逸二国語ニ就キ其一語ヲ選修セシム。

第三学年ノ第二外国語及国語ハ之ヲ選択科目トシ、二者其一ヲ選修セシム。

第七十一条 大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十六歳以上ノ男子ニシテ、身体壮健品行方正左ノ各号ノ一ニ該当シ、選抜試験及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

一、中学校第四学年ヲ修了シタル者。

二、専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者。

三、文部大臣ニ於テ、一般専門学校ノ入学ニ関シ、中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者。

四、甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

第七十六条 二学年引続キ試験ニ及第セザル者ハ除名スベシ。

〈中略〉

第七十八条 試験ヲ分チテ学年試験及学期試験ノ二種トス。

学年試験ハ其ノ学年中ニ履修シタル学科目ニ就キ、学年末ニ於テ之ヲ施行ス。

学期試験ハ学科目ニ依リ、適宜第一学期末若ハ第二学期末ニ於テ之ヲ施行ス。但シ毎週教授時数一時間ノ学科目ニ就キテハ、学期試験ヲ省略スルコトアルベシ。

第八十条 各学科目学年ノ成績ハ、学年試験ノ成績ト、学期試験ノ成績トヲ斟酌シテ之ヲ定ム。

第八十一条 珠算、作文及書法、外国語及体操ハ、平常ノ成績ヲ以テ

学期試験及学年試験ノ成績ニ代フルコトアルベシ。

第八十二条 学年ノ総成績ハ、之ヲ甲乙丙丁ノ四等ニ分チ丙以上ヲ及第トス。

第八十六条 授業料ハ一学年金三十五円トス。

《中略》

第四章 商学専門部規則

第九十条 商学専門部ノ修学年限ハ三年トス。

第九十一条 商学専門部ノ学科課程左ノ如シ。

学 科 目	年	毎 週 時 間 数		
		第一 学年	第二 学年	第三 学年
修 身	三	一	一	一
商 業 文 法	三	一	一	一
書 法	一	一	一	一
商 業 算 術	五	二	三	一
簿 記 及 計 理	九	三 (商業簿記)	四 (銀行簿記 英文記帳)	二 (計理、工業簿記)
商 業 學	八	四	二	二
商 業 實 踐	四			四
經 濟 學 及 財 政 學	六	二 (通論)	二 (商工政策)	二 (財政、金融)
法 學 通 論	二	二		
法 律	六		二 (債權)	四 (商法)
商 品 及 商 業 地 理	五	二	三	
電 氣 及 機 械 工 學	二		二	
應 用 化 學	二	二		
商 業 歷 史	二			二
英 語	二 (六)	一〇	七 (三)	七 (三)
第 二 外 國 語	六 (六)		三 (三)	三 (三)
體 操	九	三	三	三
合 計	九七	三三	三三	三一
合計每週時間數				

第二外国語ハ支那、仏蘭西、独逸、西班牙、伊太利、露西亞、和蘭ノ七箇国語ニ就キ、其ノ一ヲ選修セシムルモノトス。但シ志望者ナキ外国語ハ、之ヲ欠クコトアルベシ。

第二外国語ヲ選修セザル者ニ対シテハ、別ニ其ノ時間数ニ相当スル英語ヲ課ス。

第九十二条 商学専門部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十七歳以上ノ男子ニシテ、身体壯健品行方正左ノ各号ノ一ニ該当シ、選抜試験及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

一、中学校ヲ卒業シタル者。

二、専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者。

三、文部大臣ニ於テ、一般専門学校ノ入学ニ関シ、中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者。

四、甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

《中略》

第九十四条 授業料ハ一箇年金三十五円トス。

第九十五条 左ノ者ニ対シテハ授業料ヲ徴収セズ。

一 実業学校教員養成規程ニ依リ、授業料ヲ免除セラレタル者。

二 文部省直轄実業専門学校委託生規程ニ依ル委託生。

《中略》

第五章 附則 旧東京高等商業学校在学生取扱ニ関

スル規程

第九十七条 大正九年三月東京高等商業学校学年試験施行後、其ノ本科第一学年級以上ニ在学スル学生生徒ハ、其希望ニ依リ左ノ通本学ニ編入ス。

本科第三年生以上 大学本科

本科第二年生 大学予科第三学年

本科第一年生 大学予科第二学年

前項ノ編入ヲ希望セザル者ハ、商学専門部生徒トシ、旧東京高等商業学校ノ規程ニ抛リ修業セシム。但シ専攻部ハ専攻科、本科ハ高等商業科ト改称ス。

専攻科ハ大正十一年三月限り、高等商業科ハ大正十二年三月限り之ヲ廢止ス。

第九十八条 東京高等商業学校予科ノ生徒ニシテ、大正九年三月施行ノ学年試験ニ合格セザリシ者ハ、大学予科第一学年又ハ商学専門部第一学年ニ編入ス。

○第九 学生生徒心得

第一条 凡ソ人ハ如何ナル職業ニ従事スルモ、社会公共ノ福祉ノ増進ニ貢献スルヲ以テ、其ノ責務ト為サル、ベカラズ。本学ノ学生生徒タル者ハ、能ク此ノ点ニ留意シ、須ラク理想ヲ高尚ニシ、品性ノ陶冶ヲ図リ、以テ自治自助ノ資性ト奉公愛國ノ盛徳トヲ成就スベシ。

第二条 平素摂生ニ注意シ、身体ノ強健ヲ図リ、以テ決活進取ノ氣象ヲ涵養スベシ。

第三条 本学ノ学生生徒ハ左ニ掲グル事項ヲ服膺スベシ。

第一 鬻規ヲ遵守スルコト。

第二 教室ノ神聖ヲ瀆サズルコト。

第三 師長ニ対シ礼讓ヲ失セザルコト。



第四 学生生徒相互ノ人格ヲ尊重スルコト。

第五 秩序ヲ重ンジ、喧噪ノ行為アル可カラザルコト。

第六 登校中ハ制服制帽ヲ着用シ、容儀ヲ整フベキコト。

第七 校内所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫煙セザルコト。

第八 建築物、器具、図書等ヲ汚損セザルコト。

### ○第十 誓詞

#### 大学入学者誓詞

生等今次本大学本科ニ入学スルノ光荣ヲ荷フニ於テハ、肅ミテ規則ヲ遵守シ品行ヲ端嚴ニシ学業ヲ研精シ、以テ異日涓埃ノ微功ヲ捧ゲ国家恩眷ニ奉答センコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。

#### 大学予科入学者誓詞

生等今次本大学予科ニ入学スル上ハ、謹ミテ規則ヲ遵奉シ品性ヲ陶冶シ学術ヲ研精シ、以テ予メ佗日光輝アル本大学ニ進ムベキ地ヲ成スニ勵メンコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。

#### 商学専門部入学者誓詞

生等今回東京商科大学附属商学専門部ニ入学ノ上ハ、規則ヲ遵奉シ操行ヲ端嚴ニシ学術ヲ研磨シ、以テ佗日聊カ帝国実業ノ発展ニ貢献シ国恩ニ奉答センコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。

### ○第十一 実業学校教員養成規程ニ依ル授業料

#### 免除者心得

第一条 本学学生生徒ニシテ、卒業ノ後実業学校ノ教職ニ従事セントスル者ニハ、文部大臣ノ許可ヲ經テ、実業学校教員養成規程ニ依リ

授業料ヲ免除ス。

#### 《中略》

第三条 授業料ヲ免除セラレタル者ハ、卒業ノ日ヨリ其ノ免除セラレタル期間ノ二分ノ一ノ期間、文部大臣ノ指定ニ依リ実業学校ノ教職ニ従事スベキ義務アルモノトス。但シ必要ノ場合ニハ、文部大臣ハ他ノ教職ニ従事スルノ義務ヲ負ハシムルコトアルベシ。

### ○第十三 図書館規則

第一条 本学図書館ハ、本学所属図書及本学ニ委託セラレタル図書ノ管理ニ関スル事務ヲ掌ル。

第二条 本館ハ、研究室及調査部ニ備付クル図書ニ就テハ、其管理ヲ当該研究室幹事又ハ調査部幹事ニ委任スルコトヲ得。

第三条 本学諸事務課ニ於テ、公用ノ為メ備付ヲ要スル図書ハ、其管理ヲ其課主任ニ委任ス。

第四条 職員学生及図書閲覧ノ特許ヲ得タル者ハ、本館閲覧室ニ於テ図書ヲ閲覧スルコトヲ得。

第五条 左ニ掲グル者ニ対シテハ、館外貸出及書庫内ノ検索ヲ許ス。

一 教授、助教、助手、講師、外国教師、事務官

一 研究科学生

一 本学学生ニシテ特ニ指導教授ノ承認ヲ得タル者

第六条 前条ニ規定シタル以外ノ者ニシテ、書庫内ニ入り検索ヲ為シ又ハ館外貸出ヲ欲スル者アルトキハ、其都度学長ノ承認ヲ經テ之ヲ許可スルコトアルベシ。

第七条 官庁公衙又ハ諸会社等ヨリ、図書ヲ借覽シ度旨ノ申出ヲ受ケ

タルトキハ、学長ノ承認ヲ經テ之ヲ貸出スコトアルベシ。

第八条 館外貸出ノ図書ハ、点檢其ノ他整理上ノ必要ニ応ジ臨時返納セシムルコトアルベシ。

研究室備付ノ図書ニ限り、本館事務員出張ノ上点檢スルコトアルベシ。

第九条 夏季休暇中ニ限り、学長ノ承認ヲ經テ一般学生生徒ニ対シ、特ニ図書ノ館外貸出ヲ許可スルコトアルベシ。

第十条 館外貸出図書ノ部数及貸出日数ハ学長之ヲ定ム。

第十一条 本館備付ノ図書ハ、本館事務員ニアラザレバ出納ヲ為スコトヲ得ズ。

第十二条 図書借覽者図書ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ、直ニ代本ヲ納付セシム。代本ヲ納付スルコト能ハザルトキハ、相当ノ代価ヲ弁償セシム。

第十三条 図書閱覽者ハ、図書ヲ紛失又ハ汚損シ、若ハ図書館規則執行細則ニ違反シタルトキハ、学長ハ其ノ者ニ対シ図書ノ貸出、閱覽ノ停止其ノ他ノ処分ヲ加フルコトアルベシ。

第十四条 図書館規則執行細則ハ別ニ之ヲ定ム。

### ○第十六 概況

#### 〈前略〉

#### 四 図書館及寄贈文庫

図書館ハ、今上陛下御即位記念トシテ同窓会並ニ如水会ヨリノ寄附ニ係リ、大正五年ノ初夏起工シ、大正六年十月開館シタルモノナリ。階上大閱覽室ハ凡ソ二百人ヲ収容シ得べく、階下ハ教員閱覽室、出身者

閱覽室、新聞雜誌室、応接室、事務室ノ五室ニ分ル。書庫ハ鉄筋混凝土四階建ニシテ幅五間奥行八間アリ。蔵書冊数ハ大正八年度末ニ於テ、和漢書三一、四五五冊、洋書二五、一三六冊、合計五六、五九一冊ナリ。寄贈文庫ハ各方面ヨリ本学ニ寄附セラレタル図書ニシテ、其重ナルモノ左ノ如シ。

- 一 松本文庫（書籍千〇九十一冊） 有志総代間島与喜氏ヨリ寄贈
- 一 半田記念図書（書籍二百八十二冊） 半田奨学資金支弁
- 一 青地玄三郎寄贈図書（書籍二百五十冊）
- 一 小泉新兵衛寄贈図書（書籍百五十六冊）
- 一 高野文庫（書籍六百八十七冊） 高野 進氏寄贈
- 一 牧野文庫（目下手統中） 牧野 元次郎氏寄贈
- 一 小池文庫（目下手統中） 小池 国三氏寄贈
- 一 波沢文庫（目下手統中） 山下 龜三郎氏寄贈
- 一 大阪商船文庫（目下手統中） 大阪商船株式会社社長堀啓次郎氏寄贈
- 一 大倉文庫（目下手統中） 大倉 邦彦氏寄贈
- 一 堀越文庫（目下手統中） 堀越 善重郎氏寄贈
- 一 青木文庫（目下手統中） 青木 五兵衛氏寄贈
- 一 ヘーヤ文庫（目下手統中） 卒業生有志 寄贈
- 一 八十島文庫（目下手統中） 八十島 誠之氏寄贈
- 一 川崎文庫（目下手統中） 柿 沼 谷 蔵氏寄贈

#### 五 調査部

本学調査部ハ商事、經濟ニ関スル資料ヲ蒐集センガ為、左ノ事業ヲ為ス。

一、新聞記事ノ切抜

本邦概要都市、殖民地、上海等ノ各地ニ於テ発行スル、記事正確ニシテ内容充実セル二十余种ノ新聞紙ヨリ、重要ナル記事ヲ切抜キテ之ヲ(一)經濟及農業(二)工業、商業及取引所(三)商品(四)金融(五)交通(六)保險、倉庫、財政、移殖民(七)教育、政治法制、内地經濟事情、國際關係(八)外國經濟事情等ノ八綱ニ大別シ、各綱更ニ多数ノ細項ヲ設ケ、各項目毎ニ設ケタル切抜貼付帳ヘ日付順ニ貼付シ、目次ヲ附シテ保存ス。

## 二、重要商會社ノ定款、營業報告書ノ蒐集

蒐集ノ範圍ハ(一)銀行業、信託業、手形交換所(二)保險業(三)倉庫業(四)鐵道業、海運業(五)水運業、船渠業、棧橋業(六)取引所業(七)紡織業(八)飲食物工業(九)瓦斯、電力業(十)雜工業(十一)水産業(十二)採鉱業(十三)拓殖、木材業(十四)雜商業ニ互リ會社ノ數約二百ニ及ブ。

## 三、商事並ニ經濟ニ關スル研究資料ノ蒐集及調査

經濟界ノ趨移、其ノ他商事、經濟ニ關スル特殊ナル問題ノ調査及研究ニ資センガ為ニ、新設會社ノ定款、起業目論見書、収支予算書、各官庁會社ノ調査ニ係ル各種出版物其ノ他ノ調査資料ヲ常ニ蒐集シ、問題ニ依リテハ其ノ事業關係官庁會社等ヘ質疑ヲ發シ、回答ヲ求メ、之ヲ整理保存シ、或ハ進ンデ之ヲ編輯出版スルモノトス。其既ニ当部ニ於テ刊行セルモノハ、別項調査部報告トシテ載録スル所ノ如シ。

### ○調査部規程

第一 商業ノ改善ニ資スル事項ヲ、學術的ニ調査スル為メニ調査部ヲ設ク。

第二 調査部ハ之ヲ研究室内ニ設ク。

第三 調査部ニ委員若干名及幹事一名ヲ置ク。

委員ハ本學教員中ヨリ幹事ハ委員中ヨリ學長之ヲ命ズ。

第四 調査部幹事ハ、委員會ノ議事ヲ整理シ、調査補助ヲ指揮シテ材料ノ整頓ヲ掌ル。

第五 調査事項ハ委員ノ決議ニ依リ、學長ノ許可ヲ經テ之ヲ定ム。

第六 調査部ニ若干名ノ調査補助ヲ置ク。

第七 調査部ノ發送スル文書ハ學長又ハ大學ノ名ヲ以テス。

第八 調査ノ結果ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ發表ス。

第九 調査部ハ必要ト認ムルトキハ、銀行會社等ノ依頼ニ応ジテ調査ヲナスコトアル可シ。

### 調査材料貸付規程

第一 本部ノ調査材料ハ左記ノ者ニ限り之ヲ貸付ス可シ。

一、本學教員

二、本學學生ニシテ担当指導教師ノ承認ヲ得タル者

三、右二項以外ノ者ト雖モ本部幹事ノ承認ヲ經タル者

第二 貸付部數ハ五部以内トス。但シ特別ノ場合ハ此限ニアラズ。

第三 貸付期間ハ二週間以内トス。

第四 貸付ヲ請フ者ハ本部備付ノ貸付簿ニ所定ノ記入ヲナシ、署名捺印ス可シ。

第五 夏季休業中ハ貸付ヲ為サズ。但シ本部幹事ノ承認ヲ經タルモノハ此限ニアラズ。

本條ニヨリ貸付シタル調査材料ハ、九月十日迄ニ必ず返付ス可シ。

第六 調査材料返納ノ期日ニ違フ者ハ、爾後其貸付ヲ禁止ス可シ。

第七 貸付ノ調査材料ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ、実物又ハ代価ヲ以テ

弁償セシム可シ。

第八 貸付ノ調査材料ハ臨時返納セシムルコトアル可シ。

○調査部報告（印刷発表セルモノ）

第一回報告 職工取扱ニ関スル調査（民業工場之部） 明治四十四年七月発行

第二回報告 消費組合ノ調査 明治四十五年五月発行

第三回報告 職工取扱ニ関スル調査（官業工場之部） 大正元年八月発行

第四回報告 計理制度ノ調査 大正二年七月発行

第五回報告 欧米高等商業教育ノ現況 大正二年七月発行

第六回報告 横浜開港当時之貿易状態並洋銀相場取引之沿革 大正三年十月発行

第七回報告 生糸金融調査 大正四年九月発行

第八回報告 北米合衆国連邦準備制度調査 大正六年六月三十日発行

特別調査 商業書式 大正五年六月発行

六 商品陳列所

商品陳列所ハ、本学第十四号館ヲ以テ之ニ充ツ。該所ハ本学学生ヲシテ常ニ商品ノ実物ニ接シ、研究スルノ便ヲ得セシムルヲ以テ目的トシ、其標本ハ広ク内外各国ヨリ之ヲ蒐集シ、品質ノ良否、産地ノ異同、製造ノ順序、価格等ヲ鑑定識別セシメンコトヲ期ス。該所ハ商品標本ノ外、尚ホ荷造見本及売買慣習ニ関スル報告書等ヲ集ム。標本等陳列ノ順序、及ビ分類左ノ如シ。

第一部 動植物質商品

第一類 植物質食料品

第二類 動物質食料品

第三類 嗜好品

第四類 油及蠟

第五類 樹脂及護膜

第六類 藥材

第七類 皮革

第八類 毛皮

第九類 染料及顔料

第十類 木材

第十一類 植物纖維

第十二類 動物纖維

第十三類 織物

第十四類 編物

第十五類 紙

第十六類 雜類

第二部 鉱物質商品

第一類 金属、合金

第二類 寶石及裝飾用品

第三類 磨礬用品

第四類 彫刻及建築用品

第五類 窯業品

第六類 染料及顔料

第七類 重要酸塩類

第八類 点火及燃燒用品

第九類 雜類

第三部 荷造

七 学生集会所

本学第十号館階上ヲ学生集会所トシ、専ラ学生ノ學術研究又ハ談話等ノ諸会ニ使用セシム。

学生集会所規程

第一条 本学第十号館ノ階上第一番室、第二番室及第三番室ハ本学学生徒ノ集会所ニ充ツ。但シ第一番室及第二番室ハ五十名以上ノ集合ノ場合ニ限り其ノ全部ノ使用ヲ許可スルモノトス。

第二条 本学学生生徒ニシテ學術研究会又ハ談話会、懇親会等ヲ開催センガ為本所ヲ使用セントスル場合ハ、予メ代表者ニ於テ集会所ノ名称、目的、人員、日時及使用室等ヲ所定ノ帳簿ニ記載シ、署名捺印ノ上学生課ノ許可ヲ受クベシ。

第三条 本所内ニ在リテハ静肅ヲ旨トシ、粗暴ノ行為アルベカラズ。

- 一、下駄ニテ昇降スルコト。
- 一、痰壺ノ外ニ略痰スルコト。
- 一、烟草殻、燐寸殻、紙屑又ハ飲食物等ヲ床上又ハ窓戸外ニ抛棄スルコト。
- 一、卓子、椅子及諸器物等ヲ本所外ニ持出スコト。
- 一、音曲、吟詩其他喧噪ニ渉ルコト。
- 一、諸揭示ニ違背スルコト。
- 一、其他学生課ニ於テ制止スル事項。

第五条 本所ノ建物建具其ノ他諸器物ヲ毀損シタル者アルトキハ、之ヲ弁償セシムルコトアルベシ。

名稱	構造	数量	価格
端艇	ヨール型スライディング	七	四、二〇七、六〇〇

第六条 諸集会所ニ於テ、学生課ノ指定シタルモノノ外ニ就キ、飲食物ヲ調達セントスルトキハ予メ許可ヲ受クベシ。

第七条 諸集会所ノ為本所ヲ使用シタルトキハ、左ノ事項ニ関シ代表者其ノ責ニ任ズベキモノトス。

- 一、会合員ノ行為
- 一、建物、建具又ハ諸器物ノ弁償
- 一、飲食物等諸費ノ支弁

第八条 学生生徒ハ本所ノ室内ハ勿論、廊下ト雖モ一切揭示ヲナスヲ許サズ。

第九条 本所ノ使用ハ午後十時限トス。

八 運動設備

大学本科及専攻科ニハ体操ヲ課セズ、其ノ他ノ各教科ニハ正科トシテ之ヲ課スレドモ、其授業時数多カラズ、一般学生生徒ノ体育ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ補フノ要アルヲ以テ、本学ニ於テハ夙ニ各種ノ運動設備ヲ整へ、運動ヲ奨励シツツアリ。而シテ其重大ナルモノノ左ノ如シ。

- 一、端艇及艇庫 艇庫ハ本所区向島須崎町ニ在リ、明治四十二年三月一橋会ノ寄附ニ係ル木造二階建ノモノヲ大正五年中修理(一部改築)シタルモノニシテ、一部鉄筋混泥土造一部木造ヨリ成ル。階上ハ賞品授与式場、控室、観覽席、食堂等ニ分チ階下ハ全部端艇置場トス。所蔵端艇ハ本学所有ノモノト一橋会所有ノモノトノ二種ニシテ、後者多キヲ占ム。其ノ本学所有ノ分ハ左ノ如シ。

漕艇ハ本学学生ノ運動方便トシテ、多年最モ多ク利用セラレシモノナルガ、近年本学拡張ト共ニ学生生徒ノ員数益々増加スルニ随ヒ、從來ノ設備ニテハ不足ヲ感ジ、且ツ斯界ノ進歩ニ伴ヒ新型ノ端艇ヲ建造スルノ要アルニ至リシヲ以テ、目下端艇ノ新造艇庫ノ拡張等ヲ計画シツ、アリ。

二、柔剣道道場 柔剣道道場モ亦一橋会ノ寄附ニ係リ、大正五年起工同六年六月竣成シタル木造平家建ノ日本式建築ニシテ、内部ヲ二区ニ分チ一ヲ柔道道場トシ他ヲ剣道道場トス。

柔剣道モ亦学生生徒ノ体育ニ資スル所頗ル大ナルモノアルヲ以テ、本学ニ於テハ普ク道場ノ利用ヲ奨励シツツアリ。

三、弓道道場 柔剣道道場ノ外尚弓道道場アリ。大正五年学生卒業生及職員中有志者ノ寄附スル所ナリ。然レドモ其ノ規模大ナラズ、多数ノ学生ヲシテ利用セシムルコト能ハザルヲ憾ム。

目下本学学生生徒ノ痛切ニ欲望スル運動設備ニシテ、不備、若ハ全然欠如セルモノハ、右弓道道場ノ外、庭球コート、及ビ水泳寄宿舎ノ二トス。本学ノ庭球ハ漕艇ニ次テ古キ歴史ヲ有スレドモ、近年本学各種建物ノ増築ト共ニ敷地漸ク狭隘ヲ告ゲ、構内庭球コートハ僅ニ一ヶ所ヲ存スルノミ。水泳モ亦多年中行事ノ一ヲ為セルモノナレドモ、未ダ水泳寄宿舎ノ設備ナク、毎年随所ニ借家シテ之ヲ行フニ過ギザル状況ナリ。

九 奨学資金

本学ノ奨学資金ハ、明治三十七年マデハ唯学生ノ貸費ニ充ツルモノ一件ニ過ギザリシガ、同年以降種々ノ目的ノ為メニ寄附ヲ受クルニ至レリ。今各寄附金額及其使途等ヲ列記スレバ左ノ如シ。

学生奨学費寄附金 (明治二十二年日本鉄道会社及鉄道庁等ヨリ学生養成費トシテ寄附ノ残金)

一 公債証書額面四千五百円

一金三十五円九十四銭一厘

右利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ。

加賀奨学費寄附金 (明治三十七年七月 東京加賀千代子寄附)

一金一万元 (四分利公債証書額面一万二千六百五十銭、銀行定期預金五十二円四十五銭)

右利子ヲ以テ学生体育奨励費及貸費ニ充ツ。

犬塚奨励費寄附金 (明治三十九年六月同四十二年七月在大連犬塚信太郎氏寄附並大正六年五月東京同氏追加寄附)

一金二千四十円 (四分利公債証書額面二千四百六十銭、銀行定期預金八十四円四十六銭)

右利子ヲ以テ学生ノ英語奨励費ニ充ツ。

半田奨励費寄附金 (明治三十九年十二月 東京半田庸太郎氏寄附)

一 公債証書五分額面二千円 (四分利公債証書二、引換額面二千五百円)

右利子ヲ以テ図書購入費ニ充ツ。

品川奨学費寄附金 (明治四十二年十一月故品川子爵銅像建設費、寄附者總代清浦子爵外二名寄附)

一 公債証書五分額面三千五百円 (四分利公債証書二引換額面三千六百五十銭、銀行定期預金三十二円五十銭)

右利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ。

安宅奨学費寄附金 (大正五年二月、同八年二月 月大阪安宅弥吉氏寄附)

一 有価証券額面四千元 (東洋製糖株式会社担保付社債券額面千五百円、株式大阪鐵工所第二回社債券額面二千五百円)

一金二千五百円 (四分利公債証書額面三千五百六十銭、銀行定期預金二十三円四十銭)

一金三千五百円 (四分利公債証書額面四千三百四十銭、銀行定期預金四十円)

但寄附申込総額一万元ノ内

右利子ヲ以テ学術研究費及学生貸費ニ充ツ。

同上寄附金 (大正六年十二月、同八年二月 月、大阪安宅弥吉氏寄附)

一金二千元 (現金)

但寄附申込額二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

同上寄附金(大正八年二月大阪  
安宅弥吉氏寄附)

一金二千五百円(四分利公債証書額面三千百  
円、銀行定期預金二十五百)

但寄附申込額一万円ノ内

右ハ利子ヲ以テ學術研究費及學生貸費ニ充ツ。

内田奨學費寄附金(大正六年四月、同七年一  
月、神戸内田信也氏寄附)

一金七万五千元(四分利公債証書額面七万八千二百円、銀行定期預金  
十五万十三錢、金一万円ハ寄附条件ニヨリ元金消費)

但寄附申込總額金七万五千元ノ内四万五千元及内三万円ノ第一、

第二、第三ノ三回分

右四万五千元ノ内一万円ハ元金ヲ使用シ、殘金ハ公債証書ヲ購入シ、

其利子金一万円ヲ積立テ更ニ公債ヲ購入シ、其合計額ヲ元金トシ、

其利子ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

三万円ハ公債ヲ購入シ、利子ヲ以テ學術研究ノ資ニ充ツ。

同上寄附金(大正七年一月神戸  
内田信也氏寄附)

一金二千元(現金)

但寄附申込額二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

渋沢奨學費寄附金(大正五年十一月東京  
山下龜三郎氏寄附)

一金二万円(現金)

右元金ヲ以テ圖書ノ購入學術ノ研究又ハ學生ノ教育費ニ充ツ。

青木奨學費寄附金(大正六年七月、同七年七  
月東京青木五兵衛氏寄附)

一金二万千元(現金)

但寄附申込額金九千元及追加二千元ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

平生奨學費寄附金(大正六年十二月兵庫  
平生眞三郎氏寄附)

一金二千元(現金)

但寄附申込額金二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

川村奨學費寄附金(大正六年十二月神戸  
川村貞次郎氏寄附)

一金二千元(現金)

但寄附申込額金二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

加福、中川、村田奨學寄附金(大正六年十二月、大阪加福力太郎  
中川淺之助、村田省藏ノ三氏寄附)

一金二千元(現金)

但寄附申込額金二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

村瀬、淺井奨學寄附金(大正八年四月東京村瀬春雄  
大阪淺井義昭ノ兩氏寄附)

一金一万七百元(現金)

但寄附申込額一万円及追加七百元ノ内(村瀬春雄氏七千四百九十円  
淺井義昭氏三千二百十円)

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

二八育英會奨學寄附金(大正八年四月二八育英會石井健吾  
外十八名總代七海兵吉氏ヨリ寄附)

一金一万円(現金)

但寄附申込額金二万円ノ内第一、第二回分

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

十二 土地及建物

本學敷地ハ元神田區一ツ橋通町一番地ノミナリシガ、明治四十二年同町二番地ヲ買収シテ分教場ヲ設置シ、大正四年更ニ隣地ナル表神保町





御大典記念図書館	研究室	商品陳列所	事務所	内	学生集会所	学生食堂	内	学生食堂	暖房機関室	雨天体操場	弓道道場	柔道道場	倉庫	内	艇庫	内
鉄骨煉瓦張土造	煉瓦	同	木煉瓦	木煉瓦	同	木煉瓦	木煉瓦	木煉瓦	煉瓦	木	同	同	同	木煉瓦	木鉄筋混泥土造	木鉄筋混泥土造
三五二、七二六 一五五、〇〇〇 一九七、七二六	一四五、五〇〇	一二一、五〇〇	二五九、二二一 二五六、二二一 三、〇〇〇	一八四、六二五 一〇六、二五〇	二〇八、〇〇〇 一三四、〇〇〇 七四、〇〇〇	四二、九六一 一〇八、〇〇〇	一九、〇〇〇	一二二、〇〇〇	二〇六、〇〇〇 七〇、〇〇〇 一三六、〇〇〇	三二九、〇八〇 一〇七、三三〇 二二一、七五〇						

十三 附表  
 (一) 学生生徒科別及年級表 (大正九年五月三十一日調)

大学予科第三年	種別	人	員	累計	合計					水門	内	小	物	消	便	渡					
					木	鉄	木	煉	鉄	同							木	木	煉	同	同
					造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造					
					四、五七四、九七一	一、五六六、四〇五	七、五〇〇	一九七、七二六	二、二九一、六二〇	五一、七三〇	六、〇〇〇	六、七五〇	一四、三三〇	四三、七五〇	五八、〇八〇	一一、二〇五	二六、五〇〇	七、五〇〇	一一、二〇五	一〇六、七〇〇	一一七、九〇五

×  
一七  
四七

計	同 同 高等 商業 科 第 一 年	同 專 攻 科 第 二 年	商 學 專 門 部 第 一 年	同 大 學 予 科 第 三 年
<p>×□ 一、五 四八九 五三六</p>	<p>× × × 一 二 三 三 四 五 四 一 三 八 五 六</p> <p>× 四 一 四 二 五</p>	<p>×□ ×□ 五 五 三 二 九 一 四 一 二 九</p> <p>×□ 一 八 八 〇 三 三</p>	<p>× 二 二 一 七</p>	<p>× × 二 三 六 〇 六 四</p> <p>× 六 一 六 一</p>

□印ハ本校以外ノ高等商業学校卒業生、×印ハ特別生ナリ

## 商業教員養成所一覽

## 目次

- 第一 学年曆
- 第二 沿革概略
- 第三 実業学校教員養成規程《抄録》
- 第四 商業教員養成所規則《抄録》
- 第一章 総則
- 第二章 学科課程
- 第三章 学年、学期及休業
- 第四章 入学、在学、退学
- 第五章 休学
- 第六章 試験、進級及卒業
- 第五 実業学校教員養成規程ニ依ル補給学資支給手續
- 第六 誓詞
- 第七 主事
- 第八 生徒姓名《省略》
- 第九 卒業生姓名《省略》
- 第十 附表《省略》
  - 一 生徒年級表《省略》
  - 二 生徒年令表《省略》
  - 三 生徒身体検査統計表《省略》
- 四 入学者年次表《省略》
- 五 入学者年令表《省略》
- 六 生徒入学前卒業学校別及府県別表《省略》
- 七 卒業生府県別表《省略》
- 八 卒業生就職種別表《省略》

## 商業教員養成所一覽

## ○第一 学年曆

(本学ニ同ジ)

## ○第二 沿革 略

本所ハ明治三十二年三月文部省令第十三号実業学校教員養成規程ニ依リ、商業学校及商業補習学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルノ目的ヲ以テ、高等商業学校内ニ設置シ、同校長之ヲ管理ス。五月高等商業学校教授水島鏡也主任ヲ囑託セラル。同月規則ヲ制定ス。其ノ要、生徒ハ師範学校、中学校又ハ甲種以上ノ商業学校卒業生ニシテ、地方長官ノ推薦セル者ノ中ヨリ選抜シ、若シ定員ニ滿タザルトキハ、一般ニ募集シ、試験ニ合格セルモノニ就キ之ヲ選抜ス。修業年限ハ二年トシ、生徒在学中ハ之ニ学資ヲ補給ス。九月授業ヲ開始ス。

明治三十五年一月、水島鏡也主任ヲ辞シ、高等商業学校教授東夤五郎主任ヲ囑託セラル。四月東京高等商業学校ニ本所ヲ附設セラル。同月東京高等商業学校教授東夤五郎主任ヲ命ゼラル。同月更ニ実業学校教員養成規程ヲ發布セラル。随テ本所規程ヲ制定ス。其ノ要、旧規則ニ同ジ。十月規程中学資補給ノ章ヲ改正ス。

同三十六年一月、主事東京高等商業学校教授東夤五郎神戸高等商業学校教授ニ任ゼラレ、二月東京高等商業学校教授佐野善作主事ヲ命ゼラ

ル。

同四十年二月規程中試験及卒業ノ章ヲ改正ス。十二月規程ヲ改正ス。是時休学ノ章ヲ設ク。

同四十二年五月東京高等商業学校教授佐野善作職ヲ辞シ、東京高等商業学校教授奈佐忠行主事ヲ命ゼラル。

同四十四年三月規程ヲ改正ス。是時修業年限ヲ四年トス。

同四十五年三月試験、進級及卒業規程中ヲ改正ス。

大正四年六月總則、入学、在学、退学規程ヲ改正ス学資補給ノ規程ヲ廃ス。七月本

所卒業生ノ本校専攻部ニ入学シ得ルコトナレリ。九月学科課程ヲ改正ス。十一月学年、学期、休業、規程、試験、進級及卒業規程ヲ改正ス学年開始期ヲ四月ニ變更ス。

同五年一月入学、在学、退学規程ノ一部ヲ改正ス。

同八年六月總則中ヲ改正ス再ビ学資補給ノ規程ヲ設ク。

大正九年三月東京商科大学官制公布セラレ、四月一日本所ヲ同学ニ附属セシメラレ、商学専門部教授兼大学予科教授星野太郎主事ニ補セラレ。四月本所規程制定ノ件許可セラレ、修業年限ヲ三年ニ改ム。

## ○第三 実業学校教員養成規程

(大正四年三月三十一日)  
(文部省令第七号)

第一条 東京帝国大学農学部附属農業教員養成所、東京商科大学附属商業教員養成所、東京高等工業学校附設工業教員養成所及大阪高等工業学校附設工業教員養成所ノ生徒ニハ授業料ヲ徴収セズ。

前項養成所ノ生徒ニハ一箇月二十五円以内ノ学資ヲ補給スルコトアルベシ。

帝国大学、官立大学及文部省直轄諸学校ノ学生生徒ニシテ、卒業ノ後実業学校ノ教職ニ従事セントスル者ニハ、授業料ヲ免除スルコトヲ得。

○第四 商業教員養成所規則

第一章 総則

第一条 本所ハ実業学校教員養成規程ニ依リ、商業学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス。

第二条 本所ノ修業年限ハ三年トス。

第三条 本所ハ授業料ヲ徴収セズ。

第四条 本所ノ生徒ニハ一箇月金二十五円以内ノ学資ヲ補給スルコトアルベシ。

第五条 本所ノ生徒ニシテ、学資ノ補給ヲ受ケタル者ハ、其ノ補給ヲ受ケタル年限ニ在学期間ノ二分ノ一ヲ加ヘタル期間、其ノ他ノ者ハ

在学期間ノ二分ノ一ニ相当スル期間、卒業後直ニ文部大臣ノ指定ニ依リ、実業学校ノ教職ニ従事スベキ義務アルモノトス。

第六条 本所ノ生徒ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ学資ノ補給ヲ受ケタル者ハ授業費及学資ヲ償還シ、其ノ他ノ者ハ授業費ヲ償還スベキモノトス。但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ、其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ。

一、退学ヲ命ゼラレ、又ハ自己ノ便宜ニ依リ退学シタルトキ。

二、実業学校教員タルノ志望ヲ変更シタルトキ。

三、前条ノ義務ヲ尽サズ、又ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケズシテ、学校ニ入学シ若ハ外国ニ留学シタルトキ。

前項授業費ノ額ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ、本所ニ於テ之ヲ定ム。

第七条 生徒心得ハ東京商科大学長ノ定ムル所ニ依ル。

第二章 学科課程

第八条 学科課程ハ左表ノ如シ。

学 科 目	年	合計毎週時間数		
		第一学年	第二学年	第三学年
修 身	三	一	一	一
商 業 文 法	三	一	一	一
書 法	一	一	一	一
商 業 算 術	五	二	三	一
簿 記 及 計 理	九	三	四	二
商 業 学	八	四	二	二
商 業 実 践	四			四

経済学及財政学	六	(通論)	二	(商工政策)	二	(財政、金融)	二
法学通論	二		二				
法律	六			(債權)	二	(商法)	四
商品及商業地理	五		二				
電気及機械工学	二			二			
応用化学	二		二				
商業歴史	二						二
英語	二四 (六)		一〇		(三七)		(三七)
第二外国語	(六)				(三三)		(三三)
論理及心理	二		二				
教育学教授法	二			一			一
体操	九		三	三			三
合計	一〇一		三五	三四			三二

第二外国語ハ、支那、仏蘭西、独逸、西班牙、伊太利、露西亜、和蘭ノ七箇  
 国語ニ就キ其ノ一ヲ選修セシムルモノトス。但シ志願者少ナキ外国語ハ之  
 ヲ欠クコトアルベシ。

第二外国語ハ選科科目トシ、之ヲ選修セザル者ニ対シテハ、其ノ時間數ニ  
 相当スル英語ヲ課ス。

第三学年ニ於テ随時実地授業又ハ見学ヲ為サシム。

第四章 入学、在学、退学

第十二条 本所ハ学年ノ始ニ於テ入学ヲ許ス。

第十三条 本所ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十七歳以上ノ男子

ニシテ、身体壯健品行方正且ツ教員タル志望堅固、左ノ各号ノ一ニ

該当シ選抜試験及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

一、師範学校ヲ卒業シタル者。

二、中学校ヲ卒業シタル者。

三、甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

四、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者。

五、文部大臣ニ於テ一般専門学校ノ入学ニ関シ、中学校ヲ卒業シタ

ル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者。

師範学校、中学校又ハ甲種商業学校ニ在学スル者ニシテ、当該学校

長ヨリ其ノ年三月ニ卒業スベシト認メラレタル者ハ、同年ニ於ケル

本所入学ニ関シ、当該学校ノ卒業者ニ準ズルコトヲ得。但シ予定期

ニ卒業セザリシトキハ、其ノ入学ニ関スル手續ハ總テ効力ヲ失フモノトス。

第十四条 入学試験ハ修身、国語、漢文、書法、作文、数学、地理、歴史、図画、物理、化学、博物、英語ノ各科目ニ就キ、中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ。但シ時宜ニ依リ、其ノ一科目又ハ数科目ノ試験ヲ省略スルコトアルベシ。

○第六 誓詞

生徒今回商業教員養成所ニ入学ノ上ハ、規則ヲ恪守シ品性ヲ陶冶シ學術ヲ研磨シ、以テ異日人師タルニ愧色無カラシムコトニ昂メ、卒業ノ上ハ必ズ文部大臣ノ指定ニ従ヒ、一意専心教職ニ従事シ、国恩ニ奉答セシムコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。

○第七 主事

東京商科大学附属商学専門部教授兼大学予科教授 星野太郎 静岡県静岡族

大正九年十一月十日印刷  
大正九年十一月十三日發行

東京商科大学

定價 金貳圓五拾錢  
郵税 八錢

印刷者 東京市神田區美土代町二丁目一番地 島連太郎

印刷所 東京市神田區美土代町二丁目一番地 三秀舍

發賣所 東京・大阪・京都・福岡・仙臺 丸善株式會社